

# 「四半期開示制度の見直しに伴う監査基準報告書等の改正及び品質管理基準報告書の改正」（公開草案）に対するコメントの概要及び対応について

2024年9月26日  
日本公認会計士協会

## 1. コメントの対象となった公表物の名称及び公表時期

2024年7月16日に公表した以下の公開草案

- ・ 「四半期開示制度の見直しに伴う監査基準報告書等の改正及び品質管理基準報告書の改正」（公開草案）

## 2. コメント募集期間

2024年7月16日（火）～2024年7月29日（月）

## 3. 公開草案を踏まえた公表物の公表時期

2024年9月26日（木）

## 4. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と日本公認会計士協会の対応である。

「コメントの概要」には主なものを記載しているが、以下に記載されていないコメントについても日本公認会計士協会では検討を行っている。

「コメントの概要」には、文章表現のみに関するものについては、記載していない。

| No. | 項目                     | コメントの概要  | コメント者の属性 | 対応   | 修正の有無 |
|-----|------------------------|--|----------|--|-------|
| 1   | 全般                     | 四半期報告制制度の廃止に伴い、2024年3月に財務諸表等規則等の改正が行われ、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が廃止されました。また、指定国際会計基準の指定条文も変更されています。これらに伴う改正が、監査基準報告書700実務指針第1号、監査基準報告書580及び財務報告内部統制監査基準報告書第1号において提案されていませんが、修正すべきと考えます。  | 個人会員     | ご指摘を踏まえ、監査基準報告書700実務指針第1号、監査基準報告書580及び財務報告内部統制監査基準報告書第1号を修正いたしました。   | 有     |
| 2   | レ基報2付録1<br><br>レ基報2付録2 | 今回の公開草案の範囲外ですが、経営者確認書の文例において、以下の下線部は「期中連結会計期間」とすべきではないでしょうか。<br>5. <u>期中会計期間末日後本確認書の日付までに発生した期中連結財務諸表に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております</u> （注6）。<br>また、付録2文例1の注2①において、下から2行目の「代表社員」は不要ではないでしょうか。   | 個人会員     | ご意見を踏まえ修正いたしました。   | 有     |
| 3   | 保証業務実務指針(序)            | 付録5の用語集に「調製業務」が追加されていますが、これに関する用語の説明がございません。   | 個人会員     | ご指摘を踏まえ説明を追加いたしました。  | 有     |
| 4   | 監基報560実1<br>4(3)②(b)   | 下線部が重複表現になっているため、修正が必要ではないでしょうか。<br>(b) <u>四半期中間連結財務諸表の四半期期中レビュー又は中間連結財務諸表監査</u><br>重要な後発事象が及ぼす影響を四半期中間連結財務諸表又は当該中間連結財務諸表に反映すべきものについて、その影響が当該四半期中間連結財務諸表又は当該中間連結財務諸表に反映されていない場合は、四半期期中レビュー報告書に結論に係る除外事項又は中間監査報告書に中間監査意見に係る除外事項として記載する。                                 | 個人会員     | ご指摘を踏まえ、表現が重複している箇所を削除いたしました。  | 有     |
| 5   | 監基報560実2<br>付録10       | 令和3年11月施行の「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の改正が反映されていないため、ご検討ください。  | 個人会員     | 金融商品取引法第193条の3第2項の規定に基づく内閣総理大臣への申出に関する規定は、令和3年11月施行の「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」において第8条から第9条に変更されているため、これに合わせ各文例を修正いたしました。 | 有     |
| 6   | 保証業務実務指針<br>2400付録1    | 今回の公開草案の範囲外ですが、以下の下線部は「財務諸表」ではないでしょうか。<br><br>1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)レビュー契約書に記載されたとおり、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して財務諸表を作成する責任(継続企業の前提に基づき期中財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)を果たしました。財務諸表は、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。 | 個人会員     | ご指摘を踏まえ修正いたしました。   | 有     |

| No. | 項目  | コメントの概要   | コメント者の属性 | 対応   | 修正の有無 |
|-----|---|---|----------|--|-------|
| 7   | 保証業務実務指針<br>2400 付録2 文例4<br>及び文例5         | 利害関係の記載で、「会社と当監査法人・・・」となっていますが、「会社及び連結子会社と当監査法人・・・」の誤りではないでしょうか。          | 個人会員     | ご指摘を踏まえ修正いたしました。<br>また、保証業務実務指針 2430 及び保証業務実務指針 2431 にも同様の誤りが見られたため、併せて修正いたしました。 | 有     |
| 8   | 保証実 3700 付録2                              | 本公開草案に関連する部分ではないが、スタンダード市場に上場している場合の文例のみが掲載されている。東証市場再編を踏まえた修正をご検討いただきたい。 | 個人会員     | ご指摘を踏まえ、文例に新たに注を付す形で修正いたしました。  | 有     |
| 9   | 保証業務実務指針<br>2400 実務ガイド<br>ンス第1号 II Q<br>4 | 解説でレビュー実 2400 第46項が参照されていますが、第45項の誤りではないでしょうか。                            | 個人会員     | ご指摘を踏まえ修正いたしました。このほか、公表物全体を再度確認の上、誤植等を併せて修正いたしました。                               | 有     |

以上